

令和 3 年 7 月 28 日

第 36 回

出 水 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

出 水 市 農 業 委 員 会

招集日時及び場所

日時 令和3年7月28日
午後1時30分～午後4時
場所 出水市役所本庁4階 大会議室

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長	横峯 均	6番	久野 敏朗	12番	樋口 修
1番	重信 肇一	7番	松元 秀一	13番	大城 勝司
2番	脇田 博志	8番	花園 ハルエ	14番	澤田 泰之
3番	田下 勉			15番	平中 和徳
4番	小倉 幸夫	10番	田中 紀子	16番	榎木 美代子
5番	外園 優	11番	井町 和夫		

農地利用最適化推進委員

21番	中尾 義徳	25番	藺牟田 慶嗣	29番	坂上 茂信
22番	岩下 努	26番	冨永 重満	30番	釜 義治
23番	岩元 慎太郎	27番	松元 浩文	31番	川畑 健男
24番	福本 悟	28番	澤田 みね子		

その他出席者

吉岡、犬淵、荒木、大島、内之浦

会議に付した事件

議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号	農用地利用集積計画について
議案第 3号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 4号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 5号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 6号	非農地証明願について
議案第 7号	農地の競売・公売参加適格証明願について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから、第36回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただいまの農業委員の出席は16人で定足数に達しております。

なお、本日は農業委員、推進委員ともに全員出席です
議事録署名委員を指名いたします。
3番、田下委員と5番、外園委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。
 (「異議なし。」という者あり。)
会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

 総会後の業務報告等(会長報告、省略)
 合意解約等の報告(事務局報告、省略)
 農業用施設に供する場合の届出(2a未満)について(事務局報告、省略)

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
 それでは、事務局及び調査員の説明をお願いします。

資料の訂正をお願いします。7ページ第8項の土地表示欄の大字に高尾野町江内氷川とありますが、「氷川」を削除してください。8ページ第13項の受人と渡人の自治会名が平松西となっていますが、「米ノ津前」に修正してください。

8ページ賃借権設定第2項と第3項の地図ページが2項28、3項29ですが、2項29、3項28に修正してください。22ページ、26ページ、76ページの位置図についてですが北の方角を下に綴ってあります。

事務局 総会資料6ページを御覧ください。

所有権移転第1項です。申請地は、武本、畑、383㎡です。譲受人は、専業農家で、水稻等を耕作されています。取得後は野菜を耕作予定です。許可後の面積は、9,605㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の労力不足による売買の申請です。譲受人は、以前から自宅隣のこの申請地を借りて耕作し、今回所有権移転することになりました。

第2項、申請地は、高尾野町大久保、畑、846㎡です。譲受人は、家族で農業に従事されている花木農家です。取得後は植木を植える予定です。許可後の面積は、102,069㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の農業廃止による売買の申請です。申請地北側〇〇〇〇番は申請者の父親の所有地です。

第3項、申請地は高尾野町大久保、畑、168㎡です。譲受人は、兼業農家で、野菜等を耕作されています。取得後はいちごを耕作される予定です。許可後の面積は20,600㎡です。申請地南側〇〇〇〇番〇の宅地も今回一緒に所有権移転し、一体利用する計画です。

第4項、申請地は高尾野町柴引、畑、196㎡です。譲受人は、認定農業者で、果樹等を耕作されています。取得後は甘藷を耕作される予定です。許可後の面積は136,681㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。申請については基盤法ではなく3条申請でおこなうことを確認しています。また、今回、資料66ページで申請地西側の土地4筆を非農地申請している土地も購入する計画です。

第5項、申請地は高尾野町大久保、田、938㎡です。譲受人は、兼業農家で、水稻等を耕作されています。許可後も水稻を耕作される予定です。許可後の面積は3,029㎡で、

譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。

第6項、申請地は高尾野町唐笠木、畑、119㎡です。譲受人は、兼業農家で、野菜等を耕作されています。許可後は、野菜を耕作される予定です。許可後の面積は5,818㎡で、譲受人の受贈、譲渡人の贈与による申請です。また、申請地北側〇〇〇番、西側〇〇〇番〇は、譲受人の所有地です。なお、関係は義理の弟と姉です。

第7項、申請地は、野田町下名、畑、433㎡です。譲受人は兼業農家で、野菜を耕作されています。取得後も野菜を耕作される予定です。許可後の面積は4,875㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の労力不足による売買の申請です。申請地西側の〇〇〇〇番〇は、譲受人の所有地です。

第8項、申請地は高尾野町江内、田、4筆合計3,073㎡です。譲受人は、兼業農家で、水稻等を耕作されています。取得後も水稻を耕作される予定です。許可後の面積17,830㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による売買の申請です。申請地に隣接して譲受人所有の田、〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇があります。

第9項、申請地は高尾野町下水流、田、4,638㎡です。譲受人は専業農家で水稻等を耕作されています。取得後は水稻を耕作予定です。許可後の面積は24,169㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。

第10項、申請地は今釜町、田、310㎡です。この申請地は、平成31年1月総会で空き家に附属した農地として指定された農地で、今回売買契約が成立し、申請地と宅地〇〇〇番〇を所有権移転し、住宅をリフォームした後引っ越してこられる予定ということです。許可後の面積は、310㎡です。

第11項、申請地は上大川内、田と畑、4筆11,733㎡です。譲受人は兼業農家で野菜等を耕作されています。取得後は水稻等を耕作予定です。許可後の面積は21,273㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の農業廃止による申請です。譲受人には別世帯で息子がおり手伝っておられます。関係は義理の兄と弟です。

第12項、申請地は、汐見町ほか、田と畑、4筆12,530㎡です。譲受人は兼業農家で、水稻を耕作されています。許可後の面積は12,530㎡です。

親子間の所有権移転申請のため調査員の現地調査は行わず事務局により現地確認し、4筆とも耕作されていることを確認しました。

第13項、申請地は、六月田町ほか、田と畑、10筆9,930㎡です。譲受人は兼業農家で、果樹等を耕作されています。許可後の面積は11,161㎡です。

親子間の所有権移転申請のため調査員の現地調査は行わず事務局により現地確認し、六月田町〇〇〇番〇以外は耕作されていることを確認しました。

賃借権設定5年、1項です。申請地は、高尾野町柴引、畑、4筆3,278㎡です。借人は、兼業農家で、野菜を耕作されています。許可後は甘藷を耕作される予定です。許可後の面積は、5,818㎡で、借人の規模拡大、貸人の相手方の要望による申請です。

2項、申請地は、高尾野町大久保、田、5筆、3,088㎡です。借人は専業農家で、水稻を耕作されています。許可後も水稻を耕作する予定です。許可後の面積は11,161㎡で、借人の規模拡大、貸人の規模縮小による申請です。

3項、申請地は、高尾野町大久保、田、1,345㎡です。借り人は2項の申請人と同じです。許可後の面積は11,161㎡で、借り人の規模拡大、貸人の規模縮小による申請

です。以上です。

議長 16番委員、1番委員、調査結果の報告をお願いします。16番委員からお願いします。
16番 16番です。7月21日、1番委員、29番委員、私、事務局職員で調査・審議した結果を報告します。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転第1項から第8項までを報告します。

第1項の位置図は9ページをご覧ください。出水小学校から北西へ約1km行った所でした。地籍図は、雑木を植えてあって、とりあえず木が植わったという感じで、これから野菜を作っていくという事です。

第2項です。西出水小学校から北西へ約1km行った所です。地籍図はお目通し下さい。植木を植えられるという事でした。

第3項です。位置図は、山の神から西へ約250m行った所で、地籍図は、6989番5の宅地についた農地でイチゴを植えて、そこでイチゴの加工をしたいということです。

第4項です。高尾野支所から南へ約590m行った所です。甘藷を作るという事でした。

第5項です。13ページです。位置図は、きらめきドームから南東へ340m行った所でした。申請地地籍図は、938㎡ですが水稲を植えてありました。

第6項です。14ページです。位置図は、紫尾神社から南へ約290m行った所でした。地籍図は、先程事務局からありましたように、〇〇〇〇番〇から〇〇〇〇番〇まで今度の3条で賃借権設定の5年がを1つで借りられるという、その道路を挟んだ上の所です。野菜とはトマトを植えるという事でした。

第7項です。15ページです。野田のインターチェンジから北へ約1,100m行った所です。野菜を作るという事で、お目通し下さい。

第8項です。16ページです。位置図は、カントリーコアから西へ約1,800m行った所でした。位置図は、色々と散らばっている所がありましたけれども、作付するのは大変じゃないかな思いましたけれども。水稲を作るということです。

以上で所有権移転第1項から8項まで農地法第3条第2項各号に該当しないため許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議長 1番委員、お願いします。

1番 1番です。調査日時等については、先ほど榎木委員が述べられたので、省略します。

農地法第3条の規定による許可申請について所有権移転第9項から第13項、賃借権設定1,2,3項を報告します。

所有権移転の第9項です。位置図は17ページをご覧ください。北薩広域衛生センターのすぐ南側です。譲受人の〇〇さんが以前から耕作、借地で耕作されておられたのですが、今回買い取られるという事です。水稲を耕作していました。

第10項です。位置図は18ページをご覧ください。今釜西自治公民館の西側です。空家に附属した農地ですが、今は草が生い茂っています。従って空家をリフォームして入居し、菜園畑として耕作されるそうです。

第11項です。位置図は19ページをご覧ください。上大川内の上場です。上場小学校から東に500~600mくらい行った所です。譲渡人が以前住んでおられた家の周辺です。譲受人も上場出身の方で、現在も上場で水稲を耕作されております。85歳と高齢ですが、

後継者がおります。

第12項です。親子間の経営移譲でありますので、現地調査は行っておりません。また、第13項も親子間の受贈と贈与という所有権移転になっておりますので、現地の確認は行っておりません。

次に賃借権設定の第1項の27ページをご覧ください。高尾野麓コミュニティ公園の南側、北野歯科医院の東側です。地籍図は3筆になっているのですが、1枚の畑で甘藷が植えてありました。

第2項は29ページをご覧ください。ページが前後しております。千間山自治会の自治会内に点在しております。

第3項は28ページをご覧ください。第2項の申請地と累積してございます。

以上、所有権移転の9項～13項、賃借権の設定1項から3項については、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。ございませんか。

(質疑等)

ないようでしたら、調査員の報告では所有権移転及び賃借権設定5年については全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、全件許可することと決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

今日は、委員が当事者の案件がないようですので、早速、事務局の説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画について、賃借権の設定から、使用賃借権の設定、所有権の移転及び農地中間管理機構の集積計画までを一括して説明します。

資料42ページ「農用地利用集積計画総括」をご覧ください。賃借権の設定3年は、再設定が4件5筆で、6, 444㎡です。

次の、賃借権の設定5年は、新規が7件、13筆、再設定が4件、9筆、合わせて11件、22筆で、32, 700㎡です。

次の、賃借権の設定9年は、再設定が1件1筆で、1, 915㎡です。

次の、賃借権の設定10年は、新規が3件、5筆、再設定が2件、8筆、合わせて5件、13筆で、24, 508㎡です。

次の、賃借権の設定20年は、新規が1件、1筆で、2, 262㎡です。

続いて、使用賃借権の設定5年は、新規、1件、3筆で、1, 748㎡です。使用賃借権の設定10年は、再設定、1件、4筆で、29, 645㎡です。

続いて、農用地利用集積に係る所有権の移転です。詳細は後程説明しますが、6件、15筆で、18, 667㎡です。

最後に、農地中間管理機構の集積計画は、耕作者別で4件、貸出者別では12件で、35筆41, 984㎡です。

なお、39ページ第1項をご覧くださいますと、貸出者氏名欄に(機構貸出)と記載があ

りますが、これは耕作者変更によるものです。

以上、全体として42件、99筆、159,873㎡の集積計画になります。

それでは、所有権の移転について説明しますので、資料の37頁をご覧ください。

第1項は、譲受人、小島自治会、肉用牛の認定農家で、譲渡人は、今釜中の男性です。

土地の表示、今釜町〇〇〇番 田 の1,017㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第2項は、譲受人、中郡自治会、水稻、露地・施設野菜の認定農家で、譲渡人は、東京都の男性です。土地の表示、野田町下名〇〇〇〇番 田 834㎡の売買と野田町下名〇〇〇〇番 田 993㎡ほかの贈与で合計6筆10,830㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望及び受贈と贈与です。

第3項は、譲受人、柳ヶ水自治会、肉用牛、水稻の認定農家で、譲渡人は、福岡県の男性です。土地の表示、高尾野町江内〇〇〇〇番〇 田 他合計4筆、1,746㎡の売買で、移転理由は、規模拡大と売渡希望及び受贈と贈与です。

第4項は、譲受人、大和自治会、植木の認定農家で、譲渡人は、下大野原の女性です。土地の表示、高尾野町下高尾野〇〇〇〇番〇 畑 の1,621㎡で、移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第5項は、譲受人、高尾野の町自治会、野菜、花苗等の認定農家で、譲渡人は、柴引団地の女性です。土地の表示、高尾野町下高尾野〇〇〇〇番 畑 の1,594㎡で、移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第6項は、譲受人、(株)〇〇〇〇〇〇、肉用牛の認定農家で、譲渡人は、掛越の男性です。土地の表示、高尾野町下水流〇〇〇〇番と〇〇〇〇番〇の2筆の 田で 1,859㎡です。

移転理由は、規模拡大と売渡希望です。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。1番委員、審議結果の報告をお願いします。

1番 1番です。7月21日に、16番委員、29番委員と事務局職員で審議した結果を報告いたします。ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、すべて適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

議長 1番委員どうぞ。

1番 調査員でありながら質問をいたします。私が今、調査員の皆さんと事務局職員とで審議してと報告しましたけれど、所有権移転は詳しく説明はあったのですが、その他については、申請件数と面積をいうだけで、あまりにも省略し過ぎでないかという気がします。皆さんがどのくらい総会資料を見て来られるのかわかりませんが、以前は再設定まで全て読み上げたこともありましたが、そこまではする必要はないと思うのですけれど、新規設定ぐらいは名前と内容を調査員は報告するぐらいは必要だと思います。今はあまりにも簡略し過ぎと思いますが、利用集積にしても3条にしても事務局から報告例を作ってもらって、調査員が考えて文章化する必要があまりにも手厚くされています。9月から新しい農業委員、推進委員が出て来られますので最初は必要かと思いますが、委員が考えて報告するようにした方がよいのではないのか。新規は件数が少ないのですから、件数と面積だけで判断しましたと報告するのはどうでしょうか。

議長 1番委員から提案がありました。どうでしょうか。以前は新規から再設定を全て時には宿

題までもらって説明文を考えたものです。そのようなことで1番委員から指摘があったものですが、全て説明すれば時間がかかりますので、集計表がありますので、これに基づいて報告することで短い時間で総会が終了するのではということによって皆さんへ提案しその後はこの方法でやっているところでございます。皆さん方いかがなものでしょうか。

3番 3番ですが、以前事務局の方から他農業委員もこのような形でやっているとありました。また、利用権設定も各委員が責任もって回っているのですから、再度総会で1件1件説明し判定する必要があるのかなと思います。今のままで結構だと思います。

4番 4番ですが、今のままで良いとは思いますが、ただ、中には問題かなというものもありますのでその時は発言して問い合わせ必要あると思います。

議長 ほかにございませんか。今、4番委員からありましたように問題があるような分については、質問をし、その契約に携わった委員に説明をしていただくということでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それではほかにないようでしたら、調査員の報告では全て適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、議案第2号 農用地利用集積計画については、全件適当と決定いたします。

議長 それでは、議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について除斥の分です 総会資料は、46ページ第4項になります。説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について46ページです。第4項・除外の申請内容について説明いたします。申請地は、西出水町の畑で、2961㎡のうち177㎡です。申請人は、市内の会社員です。当該地を取得し、通路として地役権の設定をしようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、5条申請と同時申請です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。以上です。

議長 14番委員、報告をお願いします。

14番 14番です。7月26日、僕と、15番委員、30番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。

4項、46ページになります。申請地位置図をご覧ください。出水中央高校より西へ400mの所に申請地はございました。申請地地籍図をご覧ください。中央斜線部分の長い所になります。60番の畑と斜線の左に宅地の1戸離れた所があるんですけど、そこは11月の総会で駐車場として利用するのに許可が出た所でございます。で、斜線区の左側にですね、空白がずーっと道路みたいにあるんですけど、ここは狭くてですね、この駐車場には行くのには、〇〇番〇の畑を利用するにも使いづらいという事で、この仮人の方の〇〇番の畑のこの狭い所と、今回申請のある斜線部分を併せて6mにして、畑も利用しやすく、駐車場も利用しやすいようにするよという事での申請でした。調査の結果、農地区分、第1種農地なんですけども、先ほど説明がありました通り、集落接続施設という事で、不許可の例外であり、転用目的には問題は無いと判断しましたので、転用許可の見込みがあると思わ

れ、農用地区域からの除外要件を満たしていますので、やむを得ないと判断いたしました。以上です。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

無いようです。調査委員の報告では、「やむを得ない」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、そのように決定いたします。

同じく関連で、60ページ、農地法第5条の規定による許可申請についてです。事務局お願いいたします。

事務局 続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、資料につきましては60ページです。第13項についてです。

先ほど46ページの農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についての第4項で詳細をご説明いたしましたので、省略いたします。以上です。

議長 14番委員、お願いします。

14番 14番です。60ページ、13項になります。申請地位置図は、先ほどの46ページの4項と同様でございます。先ほど申し伝えるのを忘れておりましたけれども、〇〇番の畑からですね、北側の宅地の方に抜けてですね、排水の方を畑の方に影響がないようにするという事でした。調査の結果、農地区分は、第1種農地ですけど、集落接続施設という事で、転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

ございませんか。

(「意義なし。」の声)

議長 無いようです。調査委員の報告では、許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、13項につきましては、許可相当と決定いたします。

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局お願いします。

事務局 議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について、総会資料は、43ページです。第1項・除外の申請内容について説明いたします。申請地は、高尾野町下水流の畑で、557㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、5条申請と同時申請になります。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。以上です。

議長 14番委員、お願いします。

14番 14番です。調査日・調査委員につきましては、先ほどと同様ですので省略いたします。議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について、除外申請

の1項。43ページです。申請地位置図をご覧ください。中央の白枠の所になります。ベルフラワーから西へ500mの位置になります。申請地地籍図をご覧ください。中央斜線部分ですね。南側の〇〇〇〇番〇〇は、宅地となっております。宅地の隣に畑があって、現在は耕作されてはいないんですけども、畑として利用出来る状態でした。北側の畑もあるんですけども、何か花みたいなのが一鉢植えてあるだけで、農地としての利用が積極的にされているような感じではなかったです。申請面積が、557㎡と500㎡の基準値を少し超えているんですけども、西側は道路が通っているんですけども、狭くて、安全のために車の転回路として利用したいという事で、今回557㎡の申請になっております。道路側、西側の道路側にですね、排水路が、水が流れて行くように、雨水は少し嵩上げして、雨水は道路側溝へ流します。生活排水は、下水道です。境界はブロック塀をするという事でした。調査の結果、農地区分は第1種農地ですけども、不許可の例外である集落接続施設という事で、転用目的には問題は無く、転用許可の見込みがあると思われまますので、農用地区域からの除外要件を満たしていますので、やむを得ないと判断いたしました。以上です。

議長 調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

ございませんか。

調査委員の報告では、「やむを得ない」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第3号 1項につきまして除外ですが、「やむを得ない」と決定いたします。

同じく2項、除外について事務局説明をお願いいたします。

事務局 第2項・除外の申請内容について説明いたします。申請地は、大野原町の畑3筆で、合計で1098㎡のうち340㎡です。申請人は、市内の建築業者です。当該地を取得し、建売住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、5条申請と同時申請です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。以上です。

議長 14番委員、お願いします。

14番 14番です。除外申請の2項、44ページになります。申請地位置図をご覧ください。リハシップあいから北へ200mほどの所にございました。申請地地籍図をご覧ください。ちょっと中央より右寄りの斜線部分が今回の申請地になります。3筆に別れているんですけども、斜線部北側ですね、〇〇〇〇番〇、斜線からちょっと上の部分ですね、色がちょっと変わっている、こちらはもう4月に許可が出ておる所でございます。今回は、斜線部分の3筆にちょっと渡っているんですけど、その所に住宅を建築する予定との事でした。申請地右の畑については、まだ計画がない状態で、何とも言えないという事でしたけれども、今後またここにも家が建つんじゃないかなという自分の感想としては、そういうところでした。分筆を今月末に終えるという事で、境界の方は棒を立ててあったんですけども、分筆は今月末に完了するという事でした。境界はブロック塀を設置するという事で、道路高さまで盛り土をして、雨水は道路側溝に流します。生活排水は、下水道の区域外という事で、合併浄化槽を設置するという事でした。農地区分は、第1種農地ですけども、集落接続施設という事で、不許可の例外になりまして、転用目的には問題は無く、転用許可の見込みがあると

思われ、農用地区域からの除外要件を満たしていますので、やむを得ないと判断いたしました。以上です。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。
ございませんか。

(「はい。」の声)

議長 無いようでしたら、調査委員の報告では、「やむを得ない」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 2項 除外 2項につきましては、「やむを得ない」と決定いたします。
続きまして、3項お願いします。

事務局 第3項・除外の申請内容について説明いたします。申請地は、武本の畑で、1658㎡です。申請人は、南九州市で不動産業を営む法人です。当該地を取得し、建売住宅4棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、5条申請と同時申請です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

議長 11番委員、お願いします。

11番 11番です。7月26日、2番委員、28番委員、事務局職員で調査し、審議した結果を報告いたします。議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について除外です。

第3項. 申請地位置図をご覧ください。西出水運動公園の南側に位置しております。申請地地籍図をご覧ください。申請地の左側の方に〇〇〇〇〇番〇は、茶畑でございました。北側と東側の道路に面して側溝があり、蓋がされておりました。造成については、北側の道路の方から、20cmぐらいずつ盛土をして勾配をつけられるそうです。平屋の建売住宅を4棟建築されるという事で、境界はブロック2段積で周りを囲まれるそうです。生活排水の方は、合併浄化槽を1件ずつ設置されるそうです。雨水は道路側溝を利用するそうです。農用地区域外周部に接しており、周辺農地への影響は無いと思われまます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無く、転用許可の見込みがあると思われまますので、農用地区域外からの要件を満たしておりますので、やむを得ないと判断いたしました。以上です。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。
ございませんか。

無いようですので、調査委員の報告では、「やむを得ない」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 除外の3項につきましては、「やむを得ない」と決定いたします。

議長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局お願いします。

事務局 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
第1項について、説明します。申請地は、高尾野町唐笠木の田、771㎡のうち454㎡

です。申請人は、市内で農業者です。今回の申請地に、車庫兼資材倉庫1棟を建築することに伴い、許可後の農業用倉庫の1部が申請地に建設していたので、適正な状態にするため、始末書を添付して申請するものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。以上です。

議長 15番委員、お願いします。

15番 15番です。調査日等につきましては、先ほど14番委員より報告がありましたので、省略いたします。議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について 第1項です。申請地は、高尾野南方神社から東へ300mの所です。申請面積は、車庫および資材倉庫を建築する敷設として妥当と思われます。造成については、現在コンクリート張りをしてありますが、水道が入っているため、全部剥がしてやり直しをされるという事でございます。雨水は道路側溝を利用されます。周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。ございませんか。

(「なし。」の声)

議長 無いようです。調査委員の報告では、「許可相当」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請については、「許可相当」と決定いたします。

議長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、お願いします。

事務局 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、第1項について説明します。申請地は中央町の畑、419㎡です。申請人は、市内の会社員です。申請地を取得して、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地の「その他の農地」に該当します。以上です。

議長 2番委員、お願いします。

2番 2番です。調査についての報告をいたします。調査委員につきましては、先ほど11番委員の方から報告がありましたので、省略させていただきますが、ただいまの申請地は、出水の八幡神社がありますが、神社より南のほうへ150mぐらいですかの。その場所で周囲は、宅地造成がなされていまして。家庭排水は下水道へ、雨水排水は、道路に排水管を埋設して、図面の右側になりますが、左側の排水弁と問題はないと考えました。周辺の状況や申請面積、備考欄の記載等を含めて、転用目的・農地区分に問題はないと考え、許可相当と判断いたしました。終わります。

議長 5条につきましては、18項までございますので、説明を受けたあと一括して御意見・御質問をお受けいたしたいと思っております。それでは、2項につきましてお願いいたします。

事務局 第2項について、説明します。申請地は中央町の畑、364㎡です。申請人は、水俣市内の会社員です。申請地を取得して、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。以上です。

議長 2番委員、お願いします

2番 先ほど、1項で報告いたしました件に隣接する農地です。状況・条件なども同じですので、この申請についても、許可相当であると私たちは判断いたしました。終わります。

議長 続きまして、3項お願いします。

事務局 第3項について、説明します。申請地は、福ノ江町の畑で、306㎡です。申請人は、市内の金属加工業を営む法人です。今回、申請地を取得し事業拡大に伴う従業員駐車場として利用するものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。以上です。

議長 2番委員お願いします。

2番 2番です。申請地は、県道新倉上知識線の福ノ江保育園から100mぐらいの場所になります。住宅の庭という事で家庭菜園として利用されておりましたが、今はこの住宅も空き家という事でなされております。一緒に買いたいという希望もあったそうですが、諸々の事情でちょっと住宅地を取得するのが遅れるちゅうことで、取り敢えず今回はこの駐車場の所だけとちゅう事が一応立会人の説明でした。申請地は、現況の畑に砂利を敷きこんで雨水は地下浸透という事です。また、周囲は県道使用に側溝が埋設設置されておりますので、問題はありません。周辺の状況や諸々の要件を考えて、許可と判断しております。農地区分と転用目的についてもそういう事を含めた判断でした。終わります。

議長 続きまして、4項お願いします。

事務局 第4項について説明いたします。第4項については、総会資料43ページ 議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見についての第1項で説明しましたので、省略いたします。以上です。

議長 14番委員、お願いします。

14番 14番です。調査日・調査委員につきましては、先ほどと同様ですので省略いたします。先ほど事務局からありましたように、43ページ、議案第3号 除外申請の第1項と同様ですので説明は省略いたします。調査の結果、「許可相当」と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、第5項お願いします。

事務局 第5項について、説明します。申請地は緑町の畑、494㎡です。申請人は、市内の会社員です。申請地を取得し貸家需要が見込まれる地域であるので、新たにアパート1棟を建築し、生活の安定を図るものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。以上です。

議長 14番委員、お願いします。

14番 14番です。第5項になります。申請地位置図をご覧ください。出水法務局から北へ100mのハローワークから北の方でございます。申請地地籍図をご覧ください。中央斜線部分になります格子状になっておりますけれども、〇〇番〇『田』になります。南側の〇〇番〇

の『田』隣接しておりますけれども、こちらは田んぼとして現在も耕作されております。道路挟んで向かい側の〇〇番〇の『田』も、現在も耕作されておりました。それ以外の所はもう宅地に囲まれておまして、申請地はもう田んぼとして耕作されてなく、水も張っておらず畑の状態でした。北側のですね、〇〇番〇『宅地』、〇〇番〇〇『宅地』とあるんですけれどもそちらのほうにもうアパートが既に建っております、そこと全く同様のアパートをこの〇〇番〇の『田』に建設したいという事でした。高さがですね、こう低く田んぼの方がなっておりますので、60cmほどの高さまで盛土をして、生活用水は下水道へ雨水は道路側溝が付いております、田んぼの方の用水路とかもあるんですけど、そのまま残して出来るような話でした。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きます、6項お願いします。

事務局 第6項について、説明します。申請地は高尾野町下水流の畑、256㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。西回り自動車道高尾野I.Cから300m以内に位置するため、第3種農地の「300m農地」に該当します。以上です。

議長 15番委員、お願いします。

15番 15番です。第6項。申請地は、高尾野インターチェンジ(I・C)の横です。申請面積は、住宅1棟建築するには妥当であると思われます。造成については、現状のまま生活排水は下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。境界はブロックで施工されます。周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きます、第7項お願いします。

事務局 第7項について、説明します。申請地は武本の畑、131㎡です。一体利用地として、宅地1筆、332.82㎡があります。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。以上です。

議長 11番委員、お願いします。

11番 11番です。第7項。申請地位置図をご覧ください。出水小学校の近くで、小松天神橋から500mの位置にあります。申請地地籍図をご覧ください。中央部にある〇〇〇〇番〇の『畑』と、〇〇〇〇番〇の『宅地』で、宅地の部分は一般住宅を建築し、畑の部分は倉庫と駐車場、残りの部分は家庭菜園を造られるそうです。申請地の上の方はですね、ちょっと山になっておまして、一応土手になってそこはコンクリートで、吹付でコンクリートがなされておりました。造成についてはほぼほなくて良いような感じで、造成されておりました。生活排水は合併浄化槽を利用されるという事です。雨水排水は側溝、宅地の部分の右側と下の部分に側溝がなされておりますので、そこを利用されるという事でございました。よって、周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きます、8項お願いします。

事務局 第8項については、総会資料44ページ議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見についての第2項で説明しましたので、省略いたします。以上です。

議長 14番委員、お願いします。

14番 14番です。55ページ第8項になります。先ほど事務局の方から説明がありましたように、議案第3号の除外申請第2項と同様ですので省略いたします。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。

議長 第9項お願いします。

事務局 第9項については、総会資料45ページ議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見についての第3項で説明しましたので、省略いたします。以上です。

議長 11番委員、お願いします。

11番 11番です。第9項。第9項は、45ページの議案第3号の農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見についてで除外のほうで説明したので、省略します。よって、審議調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 10項、お願いします。

事務局 第10項について、説明します。申請地は、上鯖淵の畑、664㎡のうち298㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、現住居に近い申請地に新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。以上です。

議長 11番委員、お願いします。

11番 11番です。第10項。申請地位置図をご覧ください。上鯖淵太田原住宅バス停の南側でございます。申請地地籍図をご覧ください。〇〇〇番〇『畑』、664㎡のうち298㎡でございます。残りの畑の部分はですね、ほかの人がまた次に何か申請をされて、住宅を建設される予定があると言われました。造成については、20～30cm盛土をされて、周りの境界は、擁壁をされるという事でもございました。生活排水は申請地への道路の下水道へ、雨水はその道路側溝に暗渠排水で雨水は排水されるという事でもございました。周辺農地への影響は無いと思われれます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、11項お願いします。

事務局 第11項について、説明します。申請地は、大野原町の畑、664㎡のうち76㎡です。一体利用地として、山林1筆、1111㎡のうち423㎡があります。申請人は、市内の公務員です。現在借家住まいで手狭となり、実家に近い申請地に新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。以上です。

議長 14番委員、お願いします。

14番 14番です。58ページ、11項になります。申請地位置図をご覧ください。関耳鼻咽喉科から南へ300mの位置に申請地でございます。申請地地籍図をご覧ください。中央の〇〇〇番〇の『畑』となっております。建物の方は南側の〇〇〇番の山林の方にですね、建設す

る事で、そちらの方ですねやまづりが積んであってまだ整地とかされていないんですけれども、やまづりがこう盛られているような状態でした。で、この〇〇〇番の『畑』、東台にも〇〇〇番の『畑』とずーっと3m幅ぐらいで畑が続いていってるんですけれども、ここにはですね、2.5m下に胡麻麦道が通っているようで、その上にですね、建物建てるには、地上権とか言って、農水省管轄の許可が要るとかでそちらは申請しているという事でした。で、この上には建物は建たないんですけれども、北側の道路からの出入りをしなきゃいけないので、申請が今回出されております。30cmほどこの畑の部分は盛土して利用する予定という事でした。雨水は道路側溝に、生活用水は合併浄化槽へ、周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 12項、お願いします。

事務局 第12項について、説明します。申請地は、野田町上名の田、1163㎡です。一体利用地として、原野1筆、388㎡があります。申請人は、市内で建設業を営む法人です。申請地を一時的に転用して、工事に伴う資材置場と車両待機所として使用するものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 15番委員、お願いします。

15番 15番です。第12項。申請地は、籠土山公民館から1000mほどです。造成については30cmほどの盛土が予定しております。最初に普通の泥を入れてその上にシラス、最後にバラスを入れて仕上げたいという事でございます。504号道、北薩横断道路に関連して整備されていきます。周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 13項は審議済みですので、14項お願いします。

事務局 第14項について、説明します。申請地は、知識町の畑2筆で、1070㎡のうち602㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟及び通路を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。以上です。

議長 2番委員お願いします。

2番 2番です。報告いたします。場所は、位置図、地籍図でご確認いただきたいと思います。鹿島地区内で、特攻碑公及びスーパーよしだがありますが、その近くで調査時点では申請地は耕作されていなくて、草が生い茂っているような状況でした。また、一般住宅としては、申請面積が広いかなと感じましたが、借り方に工夫されて分けられています。次の15項と隣接してテーピング上大きな水路がありますので、1か所にまとめて出入り口を造って共有して、この借り方の部分は、二人で使いたいという事で、また、低い所で数十センチぐらい盛土をして、家庭排水は下水道、雨水排水は道路側溝へと問題はないと考えました。また、周辺への影響も考えられませんでした。転用目的・農地区分に問題はないと思われましたので、許可相当と判断いたしました。

議長 続きまして、15項。

事務局 第15項について、説明します。申請地は、知識町の畑3筆で、1503㎡のうち602.42㎡です。申請人は、市内の会社員です。申請地を取得して、今回新たに一般住宅1棟及び通路を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。資料は、読みますと下の方に土地改良地区内、農用地区域内としておりますが、ここはすべて地区外、農用地区域外ですので、訂正をお願いいたします。以上です。

議長 2番委員、お願いします。

2番 はい、報告いたします。14項で報告いたしました件に隣接する農地になります。先に調査報告しました事案と同様ですので、説明を省略させていただきたいと思っております。事務局の方で説明がありましたように、備考欄で土地改良地区内とか書いてありますが、これは、『区域外および地区外』という事で、確認を都市計画の方にさせていただきましたので、問題は無いと思っております。周辺への影響、農地区分・転用目的に問題は無いと思っておりますので、許可相当であると判断いたしました。先ほど言ったように、申請面積が少し広いという事でありましたが、道路が狭いので車が出入りするのに、ここの所に駐車したり、あるいは出入りをしたりという事でしたので、一応そういう事で御理解いただきたいと思います。終わります。

議長 続きます、16項。

事務局 第16項について、説明します。申請地は、西出水町の田、352㎡です。申請人は、市内の会社役員です。申請地を取得して、隣接する自己所有地と一体的に利用し、貸一般住宅及び貸メダカ飼育場として貸付けるものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。以上です。

議長 14番委員、お願いします。

14番 14番です。63ページ、16項になります。申請地位置図をご覧ください。西出水駅から南へ200mほど行った所に申請地がございます。申請地地籍図をご覧ください。中央の斜線部分、〇〇〇〇番〇の『田』になるんですけども、既にここはもう耕作されておられません、〇〇〇〇番〇、北側の田んぼがですね、譲受人の自己所有地という事で。この後17項、18項でまた説明いたしますけれども、一般住宅と貸メダカ飼育場を建てるために今回、南側のこの土地を購入するという事でした。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。

議長 17項、お願いします。

事務局 第17項について、説明します。申請地は、西出水町の田、652㎡のうち404㎡です。一体利用地として、田1筆、352㎡のうち95㎡があります。申請人は、市内の会社役員です。申請地を使用貸借して、新たに一般住宅1棟及び通路を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。

議長 14番委員、お願いします。

14番 14番です。64ページ、17項になります。申請地位置図、先ほどの16項と同様です。地籍図をご覧ください。中央の斜線部分になるんですけども、南側の先ほどの購入した所にちょこっとはみ出ております。352㎡のうち95㎡。元々自分たちが持っていた土地の

404㎡と合わせて499㎡の所に一般住宅を建設予定という事で、面積としては適当だと思われます。盛土をまた1mぐらいしてですね、雨水なんですけれども、ここ田んぼが耕作されておりまして、耕作抜きでの耕作だったと思うんですけれども、今はしてないんですけれども、西側の方に農業用排水が通っておりまして、こちらの方に、雨水は流すという事でした。生活用水は下水道、境界はブロック塀です。周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 第18項、お願いします。

事務局 第18項について、説明します。申請地は、西出水町の田、652㎡のうち246㎡です。一体利用地として、田1筆、352㎡のうち256㎡があります。申請人は、市内でペットショップを営む法人です。申請地を使用貸借して、メダカ需要に対応するため、新たにメダカ飼育場として利用しようとするものです。土地改良区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。以上です。

議長 14番委員、お願いします。

14番 14番です。65ページ、第18項になります。申請地位置図は、16項、17項と同様です。申請地地籍図をご覧ください。先ほどの一般住宅を除いた部分に、メダカの飼育場を建設するという事でした。(有)○○○○○○○○さん、仮人と貸人の関係は、親子関係でした。現在ですね、メダカの飼育場は、○○○○○○○○の中、ビルの屋上で非常に手狭になってきているという事で、メダカの需要が高まって事業拡大されるという事でメダカの飼育場をされるという事でした。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 13項を除いて、18項の事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

議長 どうぞ、はい。

1番 1番です。61ページ、62ページ、両方カギ型に申請されているんですが、その下に残った○○番、ここの畑が残りますけど、この出入口ちゅうのは、下の住宅の中から出入りが出来るんですかね。

2番 良いですか。

議長 はい。

2番 ここもちょっと疑問になったもんだから、立会人の方にお問い合わせしたんですが、これについてはですね、近々転用申請を出すという事で一緒にこの道路を使わせていただきたいという事で、話がついてるちゅうことを言われました。そういう事で私達も納得して帰ってきたんですが、そういう事で御理解ください。

議長 他にございませんか。ございませんか。

無いようです。調査委員の報告では、全件「許可相当」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請については、全件「許可相当」と決定いたします。

議長 議案第6号 非農地証明願についてを議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第6号 非農地証明願について 第1項について、説明します。申請地は、高尾野町柴引の畑4筆、926㎡です。登記地目は畑、申請現況については、すべて宅地となっておりますが、地番上の〇〇〇〇番〇については、一部通路としても利用されており、雑種地、その他3筆については、宅地という事でございます。非農地となった年月日は、平成12年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 16番委員、お願いします。

16番 16番です。日時は先ほど報告した通りでございます。地籍図は、高尾野支所から南へ約590mいった所にございました。非農地としてなった年月日が平成12年という事ですので、15年間を満たしているという事もありますので、非農地証明願は承認といたしました。

議長 67ページの2項をお願いします。

事務局 第2項について、説明します。申請地は、上大川内の田、24㎡です。登記地目は田、申請現況は宅地です。宅地と田の間には、水路があり完全に分断されていまして、非農地となった年月日は、昭和60年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 11番委員、お願いします。

11番 11番です。第2項、調査日・調査委員は省略いたします。申請地位置図をご覧ください。上大川内射場元橋から北へ約200mの所へございました。地籍図をご覧ください。〇〇〇〇番〇、用悪水路があり、南上の〇〇〇〇番の宅地の左側の細長い部分です。24㎡でございます。宅地としては、家がありまして、水路と家の間にありまして、上の〇〇〇〇番〇『田』の下の方の道路よりそこを確認いたしました。区画整備を水田の方はされており、1475番1の『田』、〇〇〇〇番の『田』は、4～5mほど高く水田が区画整備されておりまして、その水路の所と宅地の間の所に、非農地となった年月日昭和50年の時にですね、水田が、田の部分が少し残ったままになっておりました。今の現況だと幅が1mぐらいで、5～6m三角残っておりました現場になっておりました。とても状況からみて申請と年月日等経過していると思われまますので、農地への復帰への困難な状態でありました。調査の結果、非農地としての承認の要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、3項をお願いします。

事務局 第3項について、説明します。申請地は、武本の畑2筆、657㎡です。登記地目は畑、申請現況は山林です。非農地となった年月日は、平成15年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 16番委員、お願いします。

16番 16番です。調査日等は、先ほど報告した通りでございます。位置図は、出水小学校から北西へ約1kmという所でございまして、地籍図をお目通しください。『畑』と地目は書いてございますけれども、現況は『山林』で、農地への復元は難しいという事で、また、非農地の年月日が平成15年という事で15年以上経過しているという事もあって、非農地証明願は承認といたしました。

議長 続きまして、4項をお願いします。

事務局 第4項について、説明します。申請地は、高尾野町江内の田、248㎡です。登記地目は田、申請現況は宅地です。江内土地改良の一部であるとの認識でしたが、江内土地改良区か

ら水路の外側であり、土地改良区域外との通知もあり、今回の申請に至りました。非農地となった年月日は、平成6年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 15番委員、お願いします。

15番 15番です。調査日等につきましては、先ほど申し上げましたので省略いたします。議案第6号 非農地証明願について、第4項。申請地は、木串橋から西へ100mの所に位置します。地目は『田』で、現況は『宅地』で、機械倉庫になっています。隣接して牛舎がありますが、現在高齢のため飼育されていません。建物は、27～28年前前に建てられており、建物の状況からみて申請通り経過が来ているとおもわれ、農地への復元は困難な状態です。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、5項お願いします。

事務局 第5項について、説明します。申請地は、野田町下名の畑、2筆です。申請地が、1か所、2か所、少し離れています。2筆で、4807㎡です。登記地目は畑、申請現況は山林です。非農地となった年月日は、平成10年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 15番委員、お願いします。

15番 15番です。第5項。申請地は、野田中学校のすぐ隣の山を超えて西側に位置しております。まず、野田町下名字小淵の〇〇〇〇番〇〇は、現在大きな雑木で生い茂っています。また、雪手ヶ迫という所の〇〇〇〇番〇も竹の雑木で密植しておりました。このような状況からみて、申請通り年月が経っていると思われ、農地への復元は困難な状態です。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、6項お願いします。

事務局 第6項について、説明します。ここの登記地目の表記は、上の方が『畑』となっていますが、『田』でございます。説明をいたします。申請地は、武本の田1筆、畑1筆、963㎡です。登記地目は田、畑、申請現況は山林です。非農地となった年月日は、昭和55年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 11番委員、お願いします。

11番 11番です。第6項。申請地位置図をご覧ください。オレンジロードの出水青年の家の入口の所に、申請地1の場所があります。現場には行かなかったんですが、近くからみて判断しております。そこはですね、竹が、孟宗竹等が生えて、現況に戻せないような状態でした。申請地2の図ですが、青年の家に入る水源地の所ですね、右端から坂道を登って7～8m高い所にございまして、そこをずっと歩いて確認に行きました。登記地目自体は、『畑』ですが、もう孟宗竹が生い茂ってですね、どうにもならないような状況になっておりました。周辺に畑があつたりとかして、迷惑かからないように孟宗竹とか切つたりとかしてたんですが、そこの農家の方がもうちょっと腰が悪くなってもう出来なくなって、もう荒れてきているという状態でありました。よって、農地への復元は困難な状態でありましたので、調査の結果、非農地としての承認要件を満たしておりますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、7項お願いします。

事務局 第7項について、説明します。ここも済みません、申請現況は、『雑種地』という事で、お

願いをいたします。申請地は、米ノ津町の田、653㎡です。登記地目は田、申請現況は雑種地です。非農地となった年月日は、平成14年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 2番委員、お願いします。

2番 2番報告いたします。申請地は、位置図でご覧いただきたいと思いますが、国道3号沿いの『スーパーよしだ米ノ津店』という所がありますが、その近くになっております。事務局の方から説明がありましたように、申請の登記地目が『田』となっておりますが、現況は平成14年に道路工事などによるハイドラによって道路と同じような高さに埋め立てをされております。またその埋め立ての道路が、砂利で埋め立ててありますので、かなりの田んぼだった所からみれば1m近く埋め立ててあったんじゃないかというような事で感じました。調査の結果、農地への復元はとても困難だと考えました。非農地としての要件を満たしていると思われるので、承認と判断しております。

議長 続きます、8項お願いします。

事務局 第8項について、説明します。申請地は、上鯖淵の畑、296㎡です。登記地目は畑、申請現況は山林です。非農地となった年月日は、昭和52年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 11番委員、お願いします。

11番 11番です。第8項。位置図をご覧ください。オレンジロードから出水クリーン産業から西へ100mほど行った所でございます。地籍図をご覧ください。〇〇〇〇番、『宅地』で、その左側は道になっておりました。その道路から下り坂を下って30mほど下って行った所なんです、下る手前の所の右側に孟宗竹がありまして、その畑だったんですが、そこも孟宗竹になっておりまして、その竹がいまの申請地〇〇〇〇番の方にも孟宗竹が走って来てまして、また孟宗竹だらけになっていまして、現況をみたところ、農地への復元は困難でしたので、調査の結果、非農地としての承認要件を満たしておりますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 以上で事務局・調査委員の報告が終わりました。ご意見・ご質問をお受けいたします。

議長 はい、3番委員。

3番 3番ですけど、ちょっと聞きたいんですけど、事務局の方に。自分が持っている資料では、3月の総会の時に第7項なんですけど、3月の総会の時のですね、46ページにあるんですけど、農地法第5条のこれですね、郷というこの人のは、委員の方が『許可』という事を出していたのを、またここで非農地証明願を出てるっていうことは、係の人が替わったら、この次は来月あたりに、4条か5条でこの郷という人は出すのか、そこら辺がですね、3月では出とって、『許可』と出していたのを、またここで『承認』という。何か1か月、いや3月やっで4、5、6、7、3か月ぐらいしたら、「おう」ってコロコロ出てくるのかそこら辺をちょっと事務局は説明をよろしくお願いします。

議長 これは、調査委員よりも事務局の方の説明のお願いをいたします。

事務局 説明いたします。今回のこの第7項につきましては、今御質問がありました通り、3月の総会におきまして、5条で『転用』という事で、許可相当で、結果の方も許可が下りております。その後、譲受人と譲渡人との関係で、どうしても折り合いがつかなくて、取り消しをしてくれという事で、1か月後ぐらいにですね、両名から今度は取り消しをするという申請

がございまして、6月15日付で、日数は6月21日をもって取り消しましたという指令書を受け取っております。それを受けて兩名に今回の5条の『転用申請』については、白紙に戻ると、無かったものになるという事の結果でございます。それで今回5条の申請がそこで取り消しになりましたものですから、今回どうしても、ここをこの土地につきまして、今度は『非農地』でという風な申請になったという事でございます。この土地は色々ありまして、現地調査でも話をしたんですけども、承認せざるを得ないのかなと言う様な状況の所でございます。以上です。

議長 3番委員。

3番 それじゃ、この〇さんという人は、譲受人はもうおりて、今度は譲渡人の〇さんがもう自分で『非農地証明願』を出したという事ですよ。

事務局 そうです。

3番 わかりました、どうも。毎月コロコロ変わり、また違う人になったろかいと思ったもんで、やっぱいこういう審議もまあ中々大変ですよ。以上です。

議長 はい、2番委員。

2番 あのですね、口の堅い農業委員さんですので、私は立会人の話として聞いた部分を皆様ちょっと報告しますので、口外しないでいただきたいと思うんですが、一応私も、非農地という事で行ったんですが、帰って来てからもう3月に出てたことが取り消しされたちゅう事でしたので、立会人の方に聞いたら、これをば、『非農地証明願』を出したら、すぐ買い手がついて、お金が入るちゅうような事で、実はこの土地は、出水市の固定資産税等が滞納されていて、競売にかけられるという事態が発生しそうな所ですので、早くお金をもらってそれに支払いをしたいと言う様な本人の考えも含めてという事でその立会人にそっと聞いたら、言われましたので、そこも含めて、これが『非農地証明願』が出たら、業者の方がすぐこれをば買い取りたいと言う様な話が出ているそうです。そういう事も含めて判断していただきたいと思います。勝手なことを言って口外しないでいただきたいと思います。

議長 そういう様な内容があるという様な状況です。

他にございせんか。余談ですけども、このような事案に関して、またそのうちに大きな課題が発生すると言う様な状況もありますので、その時は皆さん方色々検討していただきたいと思います。無いようでしたら、調査委員の報告では、全件「承認」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」。の声)

議長 議案第6号 非農地証明願につきましては、全件「承認」と決定いたします。

議長 議案第7号 農地の競売・公売買受適格証明願についてを議題といたします。それでは、事務局及び調査員の説明をお願いします。

事務局 資料74ページを御覧ください。

第1項、申請人は、高尾野町江内在住の認定農業者です。年間の農業従事日数は250日でトラクター等の農機具等も所有され、常時従事している人数は3人です。現在水稻等を耕作されています。申請地は、高尾野町江内、田、2、081㎡、荘〇〇〇〇番〇、田、1、787㎡、荘、田、598㎡です。また、落札され3条申請した場合の許可後の面積は24,021㎡です。取得後は水稻を耕作される予定です。

2項、申請人は、高尾野町江内在住の認定農業者です。年間の農業従事日数300日でトラクター等の農機具等も所有され、常時従事している人数は2人です。現在は、水稻等を耕作されています。申請地は、高尾野町江内、田、2,081㎡です。また、落札され3条申請した場合の許可後の面積は66,572㎡です。取得後は水稻を耕作される予定です。以上です。

1番 議案第7号、農地の競売・公売買受適格証明願についてです。

調査員については、3条申請の調査員と同じですので省略させていただきます。

資料は74ページ、75ページを御覧ください。第1項ですが位置地図の写真が逆さまです。ひっくり返してご覧ください。〇〇〇〇番〇は江内運動公園の西側です。〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番〇はツル観察センターの東側で荘地区になります。申請人は江内在住の認定農業者です。

第2項、〇〇〇〇番〇第1項の方と同じ証明を申請されております。この方も第1項の方と同じ集落の認定農業者の方で、申請地には現在水稻が植え付けてありましたが、これは所有者の親戚の方が耕作されているということです。

以上、農地の競売・公売買受適格証明願については、2件とも農地法第3条の規定により適格であることを承認すると判断します。以上です。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。ございませんか。

(「なし。」の声)

議長 調査員の報告では2件とも適格であると承認すると報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第7号 農地の競売・公売参加適格証明願については、適格であると承認することに決定します。なお、公売に参加されて、落札された方につきましては、会長の専決処分として3条許可書を発行してよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声)

議長 それでは、そのようにいたします。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印

